

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第50条に基づいて、特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会（以下「友の会」という）が職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条に定める職員について適用する。パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事するものについては適用しない。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 諸手当

ア 管理職手当 イ 住居手当 ウ 通勤手当 エ 待受手当 オ 特別手当
カ 時間外勤務手当 キ 休日勤務手当 ク 深夜勤務手当
ケ 特定処遇改善手当 コ 特別処遇改善手当 サ 処遇改善手当

第2章 賃金の計算および支払い

(計算期間及び支払日)

第4条 給与は、当月1日より当月末日までの分を当月15日までに支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当については、当月1日より当月末日までの分を翌月15日までに支給する。

(支払原則及び控除)

第5条 賃金は通貨で、または銀行振込にて(職員の同意を得て本人の銀行口座に)直接、全額を支払う。

2 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払の際、控除する。

- | | | |
|----------|------------|-------------------|
| (1)所得税 | (2)住民税 | (3)雇用保険料 |
| (4)健康保険料 | (5)厚生年金保険料 | (6)職員代表との協定で定めたもの |

(賃金の日割計算)

第6条 賃金計算期間の途中において、雇い入れ又は退職した場合の賃金は次の計算により支給する。

$$\text{日割計算の額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \frac{\text{賃金計算期間における在籍暦日数}}{\text{在籍暦日数}}$$

(欠勤・遅刻等)

第7条 欠勤・遅刻・早退・私用外出などにより所定労働時間の全部又は一部を休業した場合にお

いては、その休業した時間に対応する基本給及び諸手当は支給しない。

(休職者の賃金)

第8条 就業規則第12条により休職を命ぜられた期間に対する基本給及び諸手当は支給しない。

(特別休暇等の賃金)

第9条 就業規則第34条から第37条で定める年次有給休暇、第38条から第40条の特別休暇のすべて、第41条と第42条の特別休暇のうちの一部については、これを出勤したものとして取り扱い、通常賃金を支給する。

2 就業規則第43条から第48条に定める休暇、対象時間および休業期間については、無給とする。

(法定内時間外勤務手当の計算)

第10条 時間外勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、友の会が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

(1) 法定労働時間内の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(2) 法定労働時間外の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(休日勤務手当の計算)

第11条 休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、友の会が休日出勤を命じた場合に限るものとする。

(1) 法定休日の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

(2) 所定休日の場合

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

(深夜勤務手当の計算)

第12条 深夜勤務手当は、次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当の一部}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(適用除外)

第13条 第10条、第11条の規程は管理職には適用しない。また、裁量労働の対象者には第10条の規程は適用しない。

第3章 基本給

(給与等級)

第14条 職員に以下の給与等級を置く。

- (1) 管理職 (2) 主任職 (3) 専任職
(4) 上級職 (5) 中級職 (6) 初級職

(基本給)

第15条 基本給は、給与等級別の範囲給とし、その額は次表に定める。

給与等級	下限額	上限額	給与等級	下限額	上限額
初級職	170,000 円	220,000 円	専任職	245,000 円	295,000 円
中級職	200,000 円	250,000 円	主任職	260,000 円	310,000 円
上級職	230,000 円	280,000 円	管理職	290,000 円	340,000 円

(昇給)

第16条 昇給は、基本給について原則として年1回毎年4月に行うこととする。ただし、友の会の業績の低下その他やむを得ない事由がある場合は、昇給をしないか、または降給することがある。

2 新基本給は、以下のとおりとする。

新基本給＝3月31日現在の基本給＋4月1日現在の給与等級別昇給額

3 給与等級別昇給額は、次表の給与等級別基準額に対して加算・減算を行って決定することとし、その額については毎年友の会の事業実績、世間水準、物価水準を勘案して定める。

給与等級	基準額	給与等級	基準額
初級職	1,500 円	専任職	2,000 円
中級職	1,500 円	主任職	2,500 円
上級職	2,000 円	管理職	2,500 円

4 現基本給に昇給額を加算した額が、その職員の属する給与等級の下限額に満たない場合は下限額を新基本給とし、上限額を超える場合は上限額を新基本給とする。

第4章 諸手当

(管理職手当)

第17条 管理職以上の職位にある職員には、給料月額額の100分の8から100分の25の範囲で管理職手当を支給する。

(住居手当)

第18条 世帯主等の職員のうち、満40歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている者に8,500円を支給する。

(通勤手当)

第19条 通勤に要する交通費として、最も経済的且つ合理的な方法により通勤した場合にかかる費用について、次のとおり通勤手当を支給する。ただし、上限額を月額30,000円とする。

(1) 公共交通機関を利用する場合 1カ月分の定期券代相当額

(2) 徒歩、自転車等による場合(2キロメートル以上) 月額3,000円

2 転居等により乗車区間および乗車期間を変更しようとする場合には、所定の手続きを経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。

3 入退社などの理由により、支給日数が1ヶ月を下回る場合は、通勤交通費を日割り計算した場

合と、1か月分の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。

4 テレワークにより勤務する職員の通勤手当は、テレワーク規程で定めるところによる。

(待受手当)

第20条 自宅において友の会が貸与する携帯電話を所持し、友の会の営業時間外の緊急連絡に対応する職員に対して、次の通り待受手当を支給する。

(1) 月10泊以上 月額20,000円

(2) 月10泊未満 1泊1,000円

2 第16条の管理職手当を支給されている者には、待受手当は支給しない。

(時間外勤務手当・休日勤務手当・深夜勤務手当)

第21条 業務上の都合により時間外勤務、休日勤務および深夜勤務を行った場合には、第10条から第12条に定める計算式を使って当該手当を算出し支給する。

(特定処遇改善手当)

第22条 特定処遇改善手当に関する事項は、「特定処遇改善加算額支給規程」に定める

(特別処遇改善手当)

第23条 前条の特定処遇改善手当の対象外となる職員の処遇改善を行うため、「特別処遇改善手当」として、月の所定労働時間に次表の給与等級ごとに単価を乗じた額を毎月支給する。

給与等級	下限額	上限額	給与等級	下限額	上限額
初級職	0円	100円	専任職	150円	400円
中級職	50円	200円	主任職	200円	500円
上級職	100円	300円	管理職	250円	600円

2 単価については、特定処遇改善加算の加算率や事業実績、世間水準、物価水準を勘案して定める。

3 介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の廃止等により、特定処遇改善手当が支給できない場合は、特別処遇改善手当についても支給しない。

(処遇改善手当)

第24条 介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算等に基づき、同加算の対象となる職員に対し、月の所定労働時間に時間単価を乗じた額を毎月支給する。

2 単価については、処遇改善加算の加算率や事業実績、世間水準、物価水準を勘案して定める。

3 介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算等が廃止された場合、処遇改善手当についても支給しない。

(臨時に支払われる手当)

第25条 友の会は、前各条の他に、臨時または暫定的に手当を支給することがある。

第5章 賞与

(賞与の支給)

第26条 賞与は、原則として毎年6月および12月に友の会の業績に応じて支給する。ただし、友の会の業績の著しい低下、その他やむを得ない事情がある場合には支給しないことがある。

(賞与の支払日及び算定期間)

第27条 賞与の支払日及び算定期間は、次のとおりとする。

支払日	算定期間
6月30日	12月1日～5月31日
12月10日	6月1日～11月30日

(賞与の算定基準)

第28条 賞与の算定基準は、当該算定期間におけるその者の勤務成績・出勤率・貢献度等を総合的に勘案のうえ各人ごとに決定支給する。

(賞与の支給条件)

第29条 賞与の支給条件は、算定対象期間に勤務した者を対象とする。

2 賞与は、支給日当日に在籍している者を対象として支給する。

附 則

(施行日)

本規程は、平成18年3月30日より施行する。

本規程は、平成25年4月1日より施行する。

本規程は、平成27年4月1日より施行する。

本規程は、平成31年4月1日より施行する。

本規程は、令和2年4月20日より施行する。

本規程は、令和3年4月1日より施行する。

本規程は、令和4年4月1日より施行する。

本規程は、令和5年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会

パートタイマー賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、パートタイマー就業規則(以下「規則」と言う)第18条に基づいて、パートタイマーの給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第6条の規定により雇い入れられたパートタイマーに適用する。

(賃金の構成)

第3条 賃金は、次に定める区分により支給する。

(1) 基本給

(2) 諸手当

(賃金の形態)

第4条 賃金の支払形態は、時間給制とする。

(賃金の体系)

第5条 賃金の体系は、基本給および諸手当とし、別表1のとおりとする。

第2章 賃金の計算および支払い

(計算期間及び支払日)

第6条 賃金は、毎月1日より当月末日までの分を翌月15日に支給する。

2 前項の賃金支給日が休日にあたるときは、前日に繰り上げて支払う。

(支払原則及び控除)

第7条 賃金は通貨で、または銀行振込にて(パートタイマーの同意を得て本人の銀行口座に)直接、パートタイマーに全額支払う。ただし、次に掲げるものは、支払の際、控除する。

(1) 所得税

(2) 住民税

(3) 社会保険料等法令で定められているもの

(欠勤・遅刻等)

第8条 欠勤・遅刻・早退・私用外出などによる不就労の場合は、その相当額を支給しない。

2 遅刻・早退・私用外出等の場合に所定労働時間の終業時刻をその時間相当分繰り下

げることにより、所定労働時間勤務することができる。

第3章 基本給および更改

(基本給)

第9条 基本給は、各人の職務の内容、能力、経験、年齢等を考慮のうえ各人ごとに雇用契約により決定支給する。

(更改)

第10条 パートタイマーの更改（昇給等）は、会社の業績および本人の技能、勤務成績等を考慮し、原則として契約更新時に行う。

第4章 諸手当

(諸手当)

第11条 手当の種類および支給基準は、別表2のとおりとする。

第5章 賞与

(賞与の支給)

第12条 パートタイマーには、原則として賞与を支給しない。

附則

(実施日)

本規程は、平成18年3月30日より実施する。

本規程は、平成27年4月1日より実施する。

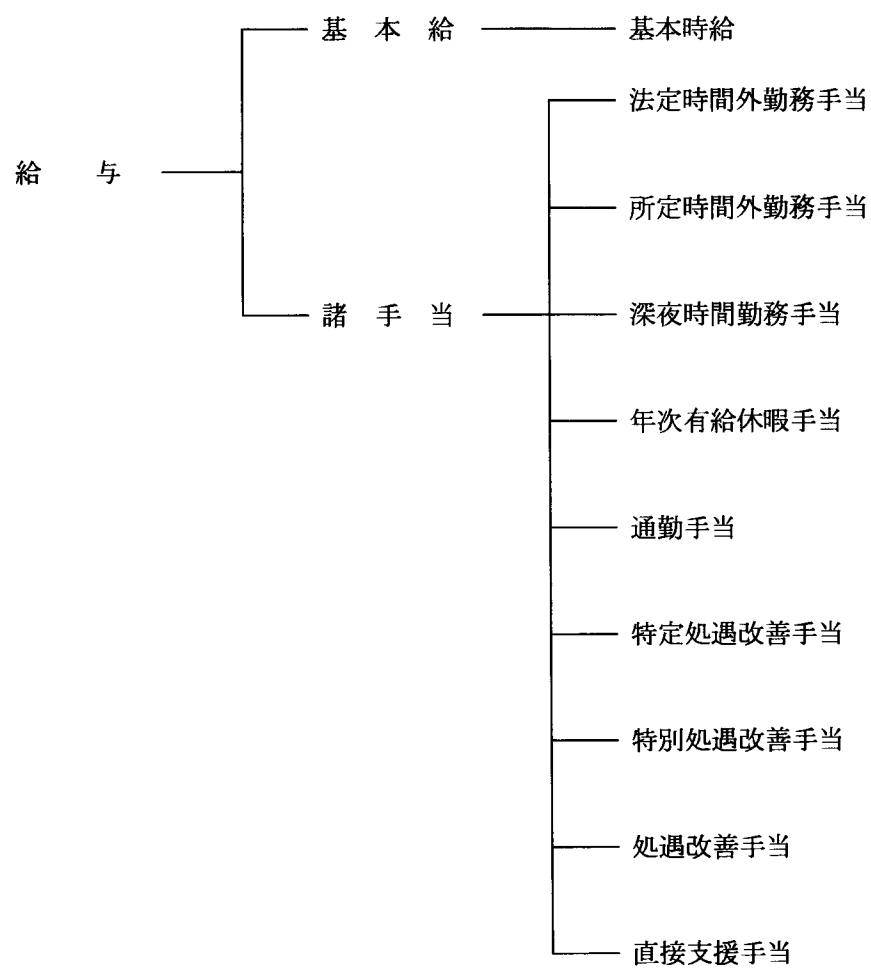
本規程は、令和2年4月1日より実施する。

本規程は、令和3年4月1日より実施する。

本規程は、令和4年4月1日より実施する。

本規程は、令和5年4月1日より実施する。

(別 表 1)



(別 表 2)

手 当	定 義
法定時間外勤務手当	1日の労働時間が8時間を超えた場合、法定時間を超える時間については、法令に定める割増率により法定時間外勤務手当を支給する。
所定時間外勤務手当	その者の雇用契約による所定労働時間を超えて勤務した時間で、法定時間外勤務とされた時間以外の勤務に対して、基本給と同額の所定時間外勤務手当を支給する。
深夜時間勤務手当	午後10時以降、午前5時までの間に勤務した場合につき法令で定める割増率により深夜時間勤務手当を支給する。
年次有給休暇手当	パートタイマー就業規則第20条のとおり、年次有給休暇を取得した場合、通常所定労働時間勤務した場合と同額を支給する。
通勤手当	最も経済的な通常の経路および方法による交通機関を利用して通勤する者で、所定の届出をした者に対して、1日の勤務につき2,500円、1か月につき30,000円を限度として実費相当額を支給する。
特定処遇改善手当	介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算に基づいて支給される手当であり、別途、特定処遇改善加算額支給規程により定める。
特別処遇改善手当	特定処遇改善手当の対象外となる職員の処遇改善を行うため、友の会独自の財源をもとに、給与等級ごとに定めた単価に月の所定労働時間を乗じた額を支給する
処遇改善手当	介護職員等処遇改善加算及び福祉・介護職員等処遇改善加算等に基づいて支給される手当である。事業所かけはしにおいて従業者として業務に従事した場合は登録介助者就業規則に定めた額を、パートタイマーとして従事した場合は給与等級ごとに定めた単価に月の所定労働時間を乗じた額を支給する。
直接支援手当	事業所かけはしにおいて、従業者として利用者の直接支援にあたった場合、かけはしで定めている従業者の賃金とパートタイマーの賃金との差に該当する額を支給する

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人東京盲ろう者友の会	事業年度	2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日
-----	--------------------	------	--------------------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の詳細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	560,000 円
賛助会員受取会費	1,396,000 円
受取寄附金	1,671,700 円
東京都補助金等	134,479,000 円
八王子市補助金等	7,892,769 円
その他助成金等	140,000 円
通訳・介助者の派遣に関する事業収益	1,622,365 円
通訳・介助者の養成に関する事業収益	808,875 円
盲ろう者の自立支援、社会参加促進及び広報啓発に関する事業収益	357,145 円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び特定相談支援に関する事業収益	54,691,173 円
介護保険法に基づく居宅サービスに関する事業収益	876,533 円
児童福祉法に基づく障害児相談支援に関する事業収益	0 円
自動販売機運営事業収益	1,072,418 円
受取利息	583 円
その他	37,410 円
合 計	205,605,971 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		134,479,000 円	委託金、補助金
		55,167,521 円	障害福祉サービス、介護サービス費
		8,555,900 円	委託金、補助金
		1,072,418 円	自動販売機売上
		395,938 円	団体向け派遣費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			従業員給与支払い
		7,175,203 円	社会保険料法人負担分
			従業員給与支払い
		6,135,820 円	事務所賃借料
			従業員給与支払い

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		書籍販売	2023年4月20日	4,180 円	・ 郵送時：定価販売 ・ 対面販売時：郵送代相当分を割引販売
		書籍販売	2023年6月8日	1,540 円	同上
		書籍販売	2023年9月8日	400 円	同上
		書籍販売	2023年9月11日	400 円	同上
		書籍販売	2024年1月17日	1,540 円	同上
		書籍販売	2024年3月13日	2,380 円	同上
		書籍販売	2024年3月28日	22,400 円	同上
		書籍販売	2023年4月10日	400 円	同上
		書籍販売	2023年6月8日	1,540 円	同上
		書籍販売	2023年6月8日	1,540 円	同上
		書籍販売	2023年8月21日	1,540 円	同上
		書籍販売	2023年9月10日	400 円	同上

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	2023年4月1日～2024年3月31日	1,251,219 円
			給与	2023年4月1日～2024年3月31日	
			給与	2023年4月1日～2024年3月31日	
			給与	2023年4月1日～2024年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
44 人	32,844,602 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

[illegible]

別紙 ハ 役務の提供

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		講師	11/30、12/13、20	23,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	通年	30,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	7/9	5,000	予算書に基づく
		講師	通年	229,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	通年	35,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	通年	60,000	予算書に基づく
		講師	7/30、8/6	18,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	通年	50,000	予算書に基づく
		講師	9/17	5,000	予算書に基づく
		講師	5/7、10/4	10,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	通年	55,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	通年	55,000	予算書に基づく
		講師	6/17、11/1	42,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	通年	60,000	予算書に基づく
		講師	通年	105,000	予算書に基づく
		委員	1/19	10,000	予算書に基づく
		講師	11/24、2/4	30,000	予算書に基づく
		講師	6/10、17	42,000	予算書に基づく
		講師	8/20～1/31	36,000	予算書に基づく
		交流会・サークル運営	通年	20,000	予算書に基づく
		講師	7/12、19	18,000	予算書に基づく
		講師	6/28、7/12、7/19	27,000	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	274,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	810,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	1,462,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	1,497,600	予算書に基づく
		講師	6/17～2/21	96,000	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	1,092,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	392,200	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	22,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	134,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	276,800	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	1,472,600	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	12,800	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	427,200	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	27,200	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	257,600	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	460,800	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	14,000	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	342,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	307,200	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	105,600	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	403,200	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	264,000	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	1,131,200	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	316,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	166,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	172,800	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	583,800	予算書に基づく
		講師	11/1	21,000	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	285,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	379,200	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	401,600	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	17,600	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	246,400	予算書に基づく
		手話等通訳	通年	448,000	予算書に基づく
		講師	6/17～2/21	96,000	予算書に基づく

手話等通訳	通年	384,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	12,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	398,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	140,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	3,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	147,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	432,000	予算書に基づく
講師	5/21~8/6	44,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	715,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	198,400	予算書に基づく
講師	12/13	9,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,108,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	246,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	272,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	11,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,070,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	9,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	356,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	81,200	予算書に基づく
講師	1/17	9,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	292,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	867,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	54,400	予算書に基づく
講師	7/30~12/20	45,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	566,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	184,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	691,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	382,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	86,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	331,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	624,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	308,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	54,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	113,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	60,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	100,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	252,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	246,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,367,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	684,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	872,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	17,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	308,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	46,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	361,600	予算書に基づく
講師	6/10	21,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,153,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	3,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	115,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	209,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	804,800	予算書に基づく
講師	6/10、17	42,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	424,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	409,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	261,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,547,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	992,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	22,400	予算書に基づく
講師	12/20	9,000	予算書に基づく

手話等通訳	通年	351,800	予算書に基づく
講師	6/11～1/31	90,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,866,600	予算書に基づく
講師	12/13、20	18,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	763,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	276,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	6,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	11,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	384,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	515,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,548,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	4,800	予算書に基づく
講師	8/6	9,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	136,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	376,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	60,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	577,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	30,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	367,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	104,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	904,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	238,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	507,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	331,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,035,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	228,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	4,800	予算書に基づく
講師	7/30～12/20	72,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	262,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	88,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	190,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,432,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	256,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	52,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	56,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	136,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	552,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	140,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	48,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	212,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	27,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	17,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	62,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	24,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	681,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	174,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	6,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	16,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	582,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,014,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	257,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	121,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	32,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	104,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	8,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	129,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	238,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	132,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	393,600	予算書に基づく

手話等通訳	通年	195,200	予算書に基づく
講師	2/17	50,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	202,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	4,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	36,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,536,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	1,228,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	489,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	667,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	27,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	32,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	70,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	174,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	611,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	63,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	304,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	129,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	275,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	478,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	225,600	予算書に基づく
講師	7/19	9,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	646,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	176,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	33,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	22,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	278,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	145,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	350,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	227,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	6,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	38,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	17,600	予算書に基づく
講師	通年	50,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	166,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	315,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	318,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	96,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	62,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	195,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	4,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	232,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	113,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	468,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	209,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	11,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	538,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	107,200	予算書に基づく
手話等通訳	通年	222,400	予算書に基づく
手話等通訳	通年	73,600	予算書に基づく
手話等通訳	通年	36,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	108,800	予算書に基づく
手話等通訳	通年	33,600	予算書に基づく
講師	5/29、10/30	10,000	予算書に基づく
講師	8/20、9/3、9/24	27,000	予算書に基づく
手話等通訳	通年	32,000	予算書に基づく

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会					チェック欄		
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						○		
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること								
(1) 役員及びその親族等								
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等								
ロ 各社員の表決権が平等であること								
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること								
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと								
イ								
区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
			①	②	③	④	⑤	
①	2023年4月1日～2024年3月31日		9人	0人	0%	0人	0%	
②	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%	
申 請 時			人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。								
(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。								
(例) 33.333…% → 33.3%								
ロ								
各社員の表決権が平等である			①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等			はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
費途が明らかなでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		9人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日
藤鹿 一之		理事		○							2001年8月15日 就任
森 敦史		理事		○							2014年7月1日 就任
峰岸 夏美		理事		○							2018年7月1日 就任
石 有里		理事		○							2022年7月1日 就任
村岡 美和		理事		○							2022年7月1日 就任
福田 桂		理事		○							2022年7月1日 就任
月光 弘子		理事		○							2022年7月1日

											日 就任
相磯 友子		監事		○							2022 年 7 月 1 日 就任
坂井 忠裕		監事		○							2022 年 7 月 1 日 就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（会計王）使用 ルーズリーフ	随時	7年
給与台帳	社会保険労務システム （ARDIO）使用 ルーズリーフ	月1回	7年
書籍管理簿	エクセル使用 データ管理	随時	7年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業) (ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会
-----	---------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
						○
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
⑨ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 東京盲ろう者友の会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等（注意事項1）若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等（注意事項2） 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 ☐ 無 ☐
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 ☐ 無 ☐
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 ☐ 無 ☐
二	暴力団の構成員等の有無	有 ☐ 無 ☐
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい ☐ いいえ ☒
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい ☐ いいえ ☒
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい ☐ いいえ ☒
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい ☐ いいえ ☒
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい ☐ いいえ ☒
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい ☐ いいえ ☒